

薬生食監発 1017 第 6 号
令和 4 年 10 月 17 日

各

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

観賞用植物の誤食による食中毒防止について

例年、特に春先に、山菜等と誤って採取した有毒植物による食中毒が多く発生していることから、注意喚起を行っていただくようお願いしているところですが、野草の誤食のみならず、グロリオサ、イヌサフラン等の観賞用として栽培されている植物の誤食による食中毒事例も散見され、死者も発生しています。

このため、別添のとおり、観賞用植物の誤食による食中毒を予防するための留意事項をまとめたリーフレットを作成しましたので御活用ください。

注意喚起を行う際は、幼児・児童の保護者や、認知症又は認知機能が低下した方の介護者並びに学校、保育園、介護施設等の関連施設も含め、広く周知されるよう広報媒体等を御検討いただくとともに、必要に応じ、種苗の販売者等を所管する農林部局等関係部局とも連携し、情報提供を行っていただくようお願いします。

参考) 厚生労働省ホームページ

- 有毒植物による食中毒に注意しましょう
(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yuudoku/index.html)
- 自然毒のリスクプロファイル
(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/poison/index.html)